

交付図書の訂正について

令和7年1月7日付けで入札公告を行った「秋田自動車道 R8秋田管内舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和7年1月24日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長

【訂正内容】

- 特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

特記仕様書 9/36	(誤)																																																					
	<p>8-6 通行止め</p> <p>下表に示すとおり通行止めを予定している。なお、通行止め、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。可能時間帯は表中に示す時間内とする。</p> <p>(1) 秋田自動車道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上下別</th><th>施工区間</th><th>予定時期</th><th>回数</th><th>通行止め規制可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上下</td><td>湯田IC～横手IC</td><td>令和8年 8月</td><td>5回</td><td rowspan="4">20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)</td><td rowspan="4"></td></tr> <tr><td>横手IC～大曲IC</td><td>令和8年 8月</td><td>5回</td></tr> <tr><td>秋田北IC～昭和男鹿半島IC</td><td>令和8年 10月</td><td>3回</td></tr> <tr><td>琴丘森岳IC～八竜IC</td><td>令和8年 10月</td><td>3回</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 日本海東北自動車道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上下別</th><th>施工区間</th><th>予定時期</th><th>回数</th><th>通行止め規制可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上</td><td>岩城IC～秋田空港IC</td><td>令和8年 11月</td><td>1回</td><td>20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)</td><td></td></tr> <tr> <td>下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 東北中央自動車道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上下別</th><th>施工区間</th><th>予定時期</th><th>回数</th><th>通行止め規制可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上下</td><td>湯沢IC～十文字IC</td><td>令和8年 9月</td><td>2回</td><td rowspan="2">20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td>十文字IC～横手IC</td><td>令和8年 9月</td><td>3回</td></tr> </tbody> </table> <p>上表の通行止め規制可能時間帯の()内の時間は、施工可能時間を示す。</p> <p>なお、高速道路等の通行止めに係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。</p>	上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要	上下	湯田IC～横手IC	令和8年 8月	5回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)		横手IC～大曲IC	令和8年 8月	5回	秋田北IC～昭和男鹿半島IC	令和8年 10月	3回	琴丘森岳IC～八竜IC	令和8年 10月	3回	上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要	上	岩城IC～秋田空港IC	令和8年 11月	1回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)		下						上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要	上下	湯沢IC～十文字IC	令和8年 9月	2回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)		十文字IC～横手IC	令和8年 9月
上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要																																																	
上下	湯田IC～横手IC	令和8年 8月	5回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)																																																		
	横手IC～大曲IC	令和8年 8月	5回																																																			
	秋田北IC～昭和男鹿半島IC	令和8年 10月	3回																																																			
	琴丘森岳IC～八竜IC	令和8年 10月	3回																																																			
上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要																																																	
上	岩城IC～秋田空港IC	令和8年 11月	1回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)																																																		
下																																																						
上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要																																																	
上下	湯沢IC～十文字IC	令和8年 9月	2回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)																																																		
	十文字IC～横手IC	令和8年 9月	3回																																																			
(正)																																																						
<p>8-6 通行止め</p> <p>下表に示すとおり通行止めを予定している。なお、通行止め、区間、時間及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。可能時間帯は表中に示す時間内とする。</p> <p>(1) 秋田自動車道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上下別</th><th>施工区間</th><th>予定時期</th><th>回数</th><th>通行止め規制可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上下</td><td>湯田IC～横手IC</td><td>令和8年 8月</td><td>5回</td><td rowspan="4">20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)</td><td rowspan="4"></td></tr> <tr><td>横手IC～大曲IC</td><td>令和8年 8月</td><td>5回</td></tr> <tr><td>秋田北IC～昭和男鹿半島IC</td><td>令和8年 10月</td><td>2回</td></tr> <tr><td>琴丘森岳IC～八竜IC</td><td>令和8年 10月</td><td>3回</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 日本海東北自動車道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上下別</th><th>施工区間</th><th>予定時期</th><th>回数</th><th>通行止め規制可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上</td><td>岩城IC～秋田空港IC</td><td>令和8年 11月</td><td>1回</td><td>20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)</td><td></td></tr> <tr> <td>下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 東北中央自動車道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上下別</th><th>施工区間</th><th>予定時期</th><th>回数</th><th>通行止め規制可能時間帯</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上下</td><td>湯沢IC～十文字IC</td><td>令和8年 9月</td><td>2回</td><td rowspan="2">20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr><td>十文字IC～横手IC</td><td>令和8年 9月</td><td>7回</td></tr> </tbody> </table> <p>上表の通行止め規制可能時間帯の()内の時間は、施工可能時間を示す。</p> <p>なお、高速道路等の通行止めに係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。</p>	上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要	上下	湯田IC～横手IC	令和8年 8月	5回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)		横手IC～大曲IC	令和8年 8月	5回	秋田北IC～昭和男鹿半島IC	令和8年 10月	2回	琴丘森岳IC～八竜IC	令和8年 10月	3回	上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要	上	岩城IC～秋田空港IC	令和8年 11月	1回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)		下						上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要	上下	湯沢IC～十文字IC	令和8年 9月	2回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)		十文字IC～横手IC	令和8年 9月	7回
上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要																																																	
上下	湯田IC～横手IC	令和8年 8月	5回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)																																																		
	横手IC～大曲IC	令和8年 8月	5回																																																			
	秋田北IC～昭和男鹿半島IC	令和8年 10月	2回																																																			
	琴丘森岳IC～八竜IC	令和8年 10月	3回																																																			
上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要																																																	
上	岩城IC～秋田空港IC	令和8年 11月	1回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)																																																		
下																																																						
上下別	施工区間	予定時期	回数	通行止め規制可能時間帯	摘要																																																	
上下	湯沢IC～十文字IC	令和8年 9月	2回	20:00～翌06:00 (21:00～翌05:00)																																																		
	十文字IC～横手IC	令和8年 9月	7回																																																			

(誤)

から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
 ③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

21-7-3 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、連続規制（昼夜）及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

21-7-4 夜間巡回

(1) 巡回内容

連続車線規制を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌5時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。
 なお、巡回を実施する交通監視員は、交通規制内で一般車への注意喚起及び規制材の保守を実施する監視員で実施するものとする。

(2) 巡回結果報告

受注者は、上記（1）の巡回を実施した場合は、月ごとの巡回結果を翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

（3）上記（1）及び（2）に要する費用は、交通規制の契約単価に含むものとし、別途検査は行わないものとする。

21-7-5 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

21-7-6 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

21-7-7 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検査の単位
19-（1） 交通規制工	
車線規制 ○ ※注1)	回
連続車線規制 ○ ※注2)	回
本線通行止規制 ○ ※注3)	回

注1) ○は、本特記仕様書21-7-2の「規制時間」により区分する。

30

(正)

から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

③（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。
 ④連続車線規制の場合、日々の施工終了時に供用車線との段差は10cm以内としなければならない。

21-7-3 施工

日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、連続規制（昼夜）及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

21-7-4 夜間巡回

(1) 巡回内容

連続車線規制を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌5時までの間に、交通監視員2名1組の体制で2時間おきに実施するものとする。
 なお、巡回を実施する交通監視員は、交通規制内で一般車への注意喚起及び規制材の保守を実施する監視員で実施するものとする。

(2) 巡回結果報告

受注者は、上記（1）の巡回を実施した場合は、月ごとの巡回結果を翌月上旬までに監督員へ提出するものとする。

（3）上記（1）及び（2）に要する費用は、交通規制の契約単価に含むものとし、別途検査は行わないものとする。

21-7-5 材料

交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。

21-7-6 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

21-7-7 支払

共通仕様書19-3-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検査の単位
19-（1） 交通規制工	
車線規制 ○ ※注1)	回
連続車線規制 ○ ※注2)	回
本線通行止規制 ○ ※注3)	回

30